

2018 年度 桜本保育園事業計画

○名称：桜本保育園

○現住所：〒210-0833 川崎市川崎区桜本1-9-6

○運営主体：社会福祉法人 青丘社

○年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	16	17	17	17	17	90

*一時保育は、1日12名～14名を基準とします。

○休園日：日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

○開所時間：7:00～20:00（コアタイムは9:00～17:00、18:00～20:00は延長保育）

○受け入れ年齢：満5か月より就学前まで

○事業開始年月日：2012年4月1日（現園舎）、1969年～無認可、1974年～認可

○保育職員配置（4月1日付在籍園児数及び職員数）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス名	ピヨアリ	チュリップ	ムゲンファ	ピヨリム	タリム	ヘニム	
在籍数	6	16	17	23	21	23	106
保育士等	2	3	3	2	2	2	14

*フリー保育士等8名

*一時保育常勤者2名

*常勤栄養士3名、非常勤栄養士2名

*その他パート職員17名

○保育目標等

保育理念：キリスト教精神に基づき聖書のことば、「自分を愛するように、あなたの隣人を愛しましょう」をモットーとして神様に愛されていることを感じられる環境の中で、違いを豊かさとして受け止められる子どもを育てます。

保育方針：しなやかな体づくり、意欲のある子ども
思いやりのある子ども、自然と平和を愛する子ども

○1日のスケジュール：別添資料参照

○年間行事予定：別添資料参照

○延長保育：延長保育料30分ごとに月額1,000円を加算

上記のほかに補食代として月額500円を加算

○障がい児保育：一時保育を含め、原則すべてのお子さんを受け入れます。

○保護者との連携：ほごしゃの会を通して保育園側と保護者との連携を密にしていきます。

保育園行事の支援を受けるとともに、保護者会活動の援助をしていきます。

○苦情対応：苦情対応窓口の設置及び法人に第三者委員を設置しています。

○地域交流：園庭開放はもちろん屋上園庭（テラス）も地域に開放します。保育園行事の一部を地域の方が利用できるようにします。高齢者との交流を積極的に進めていきます。

現在は、火曜日の日中にトラジ会、夕刻にありんこ絵画教室が利用しています。

さくら小と同一敷地にある利便性を活用すると同時に職員交流を進めていきます。

○交流保育：日中一時支援を利用している子どもがスタッフと一緒に保育園に来て、保育園のこどもたちと一

緒に過ごしています。

- 地域子育て支援：一時保育 AMIGO を通じて、地域の子育て支援を推進します。
育児相談、入園相談、栄養相談、健康相談等の事業並びに講座を開設します。
広い園舎を利用して、定期的に乳幼児向けの事業、各種講座を開設し、地域の方が利用できるようにします。(現在ベビームーブメント、わくわくひろば、人形劇等を実施しています。今年度から赤ちゃんの駅を実施します。)
- 安全管理：安全管理マニュアルを作成して、園児のみならず保育園を利用する人が安心して過ごせるように努めます。セキュリティの強化を図りながらも利用しやすい施設づくりを進めます。月一回の防災・避難訓練を実施します。
- 給食関係：給食の常勤職員(栄養士・調理士)を3名置いています。完全給食を実施しながらも保護者の要望にそって、主食持参を選択(月単位)でできるようにしています。夜8時までの保育は、補食内容を充実させます。(パン工房のパンも利用しています)何よりも衛生的、安全で食育の趣旨に合う給食を提供します。
- 職員研修：行政、社協などの各種研修を最大限活用すると同時に、今年度も外部講師を招き、時代に即した研修を組みます。
- 健康管理：園児健診を毎月一回実施。園医との連携を進めるとともに、看護師が採用されているメリットを生かし、健康増進に努めます。
職員の健康診断を例年通り実施します。心の健康にも配慮していきます。
このほかに、歯科検診(年一回)、毎月の身体測定を実施します。
年中児は視聴覚検査が行われています。
- 個別徴収金に関して：ほごしゃの会の活動のために、ほごしゃの会の会費が集められます。川崎市の規定に従って、延長保育料が別途かかります。
また幼児の主食代、遠足、キャンプ等特別の活動や作製品には、実費のみ集めます。
- 業務委託：貸おむつ、園舎警備、キュービクル(高電圧)管理、消防設備の管理等を外部委託します。
- 施設整備：設計管理会社、施工業者と連絡を取りながら施設管理を進めていきます。

- 加盟組織：神奈川県民間保育園協会、キリスト教保育連盟に加盟しています。
- 一時保育事業計画：桜本保育園では、多様な保育のニーズに応えるために一時保育を実施しています。パート就労、病気、通院、介護その他で一時的に保育できない場合に利用できます。
 - ・保育形式：曜日預り・・・週2～3日の定期的な利用
緊急一時・・・週1回程度、又は連続14日以内(出産・入院等)
 - ・保育時間：8:30～18:00、土、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。
 - ・定員：一日当たり12～14名程度
 - ・費用：川崎市が定める金額が基準
 - ・利用方法：登録が必要です。緊急の場合は相談に応じます。
 - ・職員の配置及び保育内容に関しては、桜本保育園の通常保育に準じます。